

令和5年度

船橋市国民健康保険事業特別会計予算

議案第2号

令和5年度船橋市国民健康保険事業特別会計予算

令和5年度船橋市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ51,914,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年2月14日提出

船橋市長 松戸 徹

歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
10	総務費	866,900
	10 総務管理費	626,160
	15 徴収費	240,740
15	保険給付費	34,844,000
	10 療養諸費	30,353,180
	15 高額療養費	4,296,900
	17 移送費	350
	20 出産育児諸費	150,070
	25 葬祭諸費	36,000
	30 傷病手当金	7,500
21	国民健康保険事業費納付金	15,525,700
	10 医療給付費分	10,165,860
	15 後期高齢者支援金等分	3,952,510
	20 介護納付金分	1,407,330
25	共同事業拠出金	100
	10 共同事業拠出金	100
30	保健事業費	489,600
	10 保健事業費	15,950
	15 特定健康診査等事業費	473,650
35	諸支出金	87,700
	10 償還金及び還付加算金	87,700
40	予備費	100,000
	10 予備費	100,000
歳 出 合 計		51,914,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険被保険者証作成業務委託料	令和5年度～令和6年度	498千円
国民健康保険短期被保険者証更新通知書等作成業務委託料	令和5年度～令和6年度	383千円
国民健康保険料催告書作成業務委託料	令和5年度～令和6年度	416千円